

自動車製造業者等に対する再資源化等預託金の払渡しに 関する債務の会計計上時期について

自動車製造業者等に対する再資源化等預託金の払渡しに関する債務の会計上の計上時期について以下の通り(財)自動車リサイクル促進センターとしての考え方を整理する。

1. 発生主義と現金主義

- ・再資源化等預託金に関する債権・債務の計上については、費用・収益をその発生時点で認識する「発生主義」と費用・収益の認識を現金の収支という事実に基づいて認識する「現金主義」のどちらかに基づいて行うこととなる。
- ・(財)自動車リサイクル促進センターにおいては、一定期間内(年度単位)の現金収支ではなく発生した費用・収益を正しく認識することが重要であるため、企業会計と同様に発生主義を採用することとする。

2. 再資源化等預託金の払渡しに関する債務の計上時期についての考察

自動車製造業者等への払渡しの流れは別紙1の通りであり、会計上の債務の計上時期について以下の2通りのケースが想定される。

ケース1:自動車製造業者等が特定再資源化等物品を引取った時点で債務を計上する。(別紙1のAの時点)

ケース2:自動車製造業者等からの払渡し請求のあった時点で債務を計上する。(別紙1のBの時点)

	考 え 方	計上のタイミング
ケース1	自動車製造業者等が特定再資源化等物品を引取った時点で債務が発生。	自動車製造業者等が特定再資源化等物品を引取った月 (N月)
ケース2	自動車リサイクル法における、権利・義務の確定をもって債務の発生を認識。	自動車製造業者等からの払渡し請求のあった月 (N+1月)

(ケース1の考え方)

- ・払渡し請求はあくまで特定再資源化等物品の引取りに起因して行われるものであるため、再資源化等預託金の払渡し請求の発生時点は、特定再資源化等物品の

引取りが行われた時点とすべきである。

- ・具体的には、特定再資源化等物品の引取りが行われた時点とすべきである。

(ケース2の考え方)

- ・自動車リサイクル法第76条第1項(再資源化預託金等の払渡し)においては、「……自動車製造業者等は……資金管理法人に対し、その払渡しを請求することができる。……」とされ、また、「……自動車製造業者等は資金管理法人に対して、……特定再資源化等物品を確実に引き取ったことを証する事項が記載され、又は記録されたものを提出しなければならない。」と規定されている。
- ・このため、特定再資源化等物品が引き取られた時点においては、当該特定再資源化等物品に係る再資源化等預託金の払渡し請求が行われることは確定していないと考えられる。
- ・再資源化等預託金の払渡し請求の発生時点は、実際に自動車製造業者等が払渡し請求を行うことを確定し、当該情報が資金管理法人に到達した時点とすべきである。
- ・利息計算にあたっては、実務を勘案し、預託された日から請求が行われた日の属する年度の前年度までの利息を加えることと省令において規定されている。このように、法律上の考え方は、請求が行われるタイミングが再資源化預託金等の払渡し債務が発生するタイミングと整理している。

3. 自動車製造業者等に対する再資源化等預託金の払渡しに関する債務計上時期についての(財)自動車リサイクル促進センターとしての考え方

ケース1とケース2のいずれを採用するかは決定が財務諸表や利息計算に与える影響は軽微であり、再資源化等預託金を適切に管理するという資金管理法人の目的に照らし合わせて、ケース1及びケース2のいずれの場合であっても問題はないものと考えられる(参考参照)。

一方で、(財)自動車リサイクル促進センターは、自動車リサイクル法に基づく指定法人であるため、自動車リサイクル法の規定を最大限重視した運用を行うことが重要。上述のとおり、自動車リサイクル法においては、ケース2(自動車製造業者等からの払渡し請求のあった時点で債務を計上)の考え方で、利息計算等を行うこととしている。

こうしたことから、(財)自動車リサイクル促進センターとしては、自動車製造業者等に対する再資源化等預託金の払渡しに関する債務の会計計上時期についてケース2を採用することとする。

(参考)

会計計上時期の財務諸表及び利息に与える影響

財務諸表について

1. ケース1を採用する場合には、3月に引取りが行われた特定再資源化等物品に係る再資源化等預託金については、未払金(流動負債)として計上されることとなる。また、未払金を計上したときは、同時に、同額の特定資産を取崩し、現預金(流動資産)を保有することとなる。一方で、ケース2を採用する場合には、これらについては、単に再資源化等預託金(固定負債)、特定資産(固定資産)として取り扱われる。
2. そのため、ケース2を採用した場合には、ケース1と比較して、再資源化預託金等特別会計において同額の収入(特定資産取崩収入)及び支出(預託金払渡支出)が計上されることとなることから、当期収支差額及び次期繰越収支差額については、どちらのケースをとっても違いはない。
3. 貸借対照表の考え方に沿って考えると、資産・負債の総額については、その残高はケース1・ケース2のどちらをとっても同額であり、流動資産(負債)及び固定資産(負債)の比率のみが異なることとなる。

利息の計算について

1. ケース1、ケース2における利息計算の考え方は以下の通り。

【ケース1を採用する場合】

「自動車製造業者等が特定再資源化等物品を引き取った時点で債務が発生」との整理であり、再資源化等預託金の残高からその時点で差し引かれる。そのため、自動車製造業者等が特定再資源化等物品を引取った時点即ち、N月の前事業年度までの利息が払い渡されるという考え方となる。

【ケース2を採用する場合】

「自動車製造業者等からの払渡し請求のあった月に債務の発生」との整理であり、再資源化等預託金の残高からその時点で差し引かれる。そのため、自動車製造業者等からの払渡し請求のあった月即ち、N+1月の前事業年度までの利息が払い渡されるという考え方となる。

2. ケース2を採用した場合については、以下のように整理され、払い渡す再資源化等預託金に付す利息について特段の問題は発生しないと結論づけられる。
 - (1) 預託日から自動車製造業者等からの払渡し請求のあった月の前事業年度までの利息を年利複利で払い渡すという自動車リサイクル法の規定通りに利息を付すこととなること。

- (2) そもそもある年度に再資源化等預託金の運用により発生した果実については、ケース1、ケース2のいずれを採用した場合においても、翌年度以降に再資源化等預託金の払渡し等を行う際に全て利息として付すこととなるため、(財)自動車リサイクル促進センターにおいて不適當に資金が滞留することはないこと。
3. なお、ケース1とケース2の違いは、結局、3月に引取報告が行われ、4月に請求された払渡しに係る再資源化等預託金に対し、当該年度の利息を付与するかどうかの違いということになり、実務を勘案した利息計算全体の考え方(年度毎に利息計算することとし、N年の4月に預託されたものとN+1年の3月に預託されたものについて同額の利息を付与する。)と比較すれば、その差は極めて軽微なものである。

以上